

令和2年白老町議会定例会9月会議会議録（第4号）

令和2年9月18日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時55分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
(令和2年度白老町一般会計補正予算（第4号）)
- 第 4 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5 議案第 2号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 3号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 4号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 5号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 6号 白老町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第10 議案第 7号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 報告第 7号 例月出納検査の結果報告について
- 第12 報告第 8号 教育行政事業執行状況報告書（令和元年度対象）の提出について
- 第13 特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
 - 認定第 1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
 - (1) 令和元年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - (2) 令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (3) 令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - (4) 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - (5) 令和元年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - (6) 令和元年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - (7) 令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
 - (8) 令和元年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第 2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について
 - 認定第 3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
 - 報告第 2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
 - 報告第 3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
 - 報告第 4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類

の提出について

- 第14 意見書案第 7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）
- 第15 意見書案第 8号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書
（案）
- 第16 意見書案第 9号 特別定額給付金の給付基準に関する意見書（案）
- 第17 意見書案第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し地方税財源の確保を求める意見書（案）
- 第18 意見書案第11号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）
- 第19 常任委員会所管事務調査の報告について
（総務文教常任委員会）
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第20 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告、要望書等の配付）
- 第21 閉会について
-

○会議に付した事件

- 報告第 1号 専決処分の報告について
（令和2年度白老町一般会計補正予算（第4号））
- 議案第 1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第 2号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 3号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 4号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 5号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 6号 白老町過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第 7号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 報告第 7号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 8号 教育行政事業執行状況報告書（令和元年度対象）の提出について
特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）
- 認定第 1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について
- （1）令和元年度白老町一般会計歳入歳出決算
 - （2）令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （3）令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
 - （4）令和元年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - （5）令和元年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
 - （6）令和元年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
 - （7）令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算

- (8) 令和元年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第 2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 報告第 2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 報告第 4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について
- 意見書案第 7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書(案)
- 意見書案第 8号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書(案)
- 意見書案第 9号 特別定額給付金の給付基準に関する意見書(案)
- 意見書案第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)
- 意見書案第11号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書(案)
- 常任委員会所管事務調査の報告について
- (総務文教常任委員会)
- (産業厚生常任委員会)
- (広報広聴常任委員会)
-

○出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |
-

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

- | | |
|-------------|----------|
| 10番 小西秀延君 | 11番 及川保君 |
| 12番 長谷川かおり君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----|-------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 古俣博之君 |
| 副町長 | 竹田敏雄君 |

教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
財 政 課 長	大 黒 克 巳 君
企 画 課 長	工 藤 智 寿 君
経 済 振 興 課 長	富 川 英 孝 君
農 林 水 産 課 長	三 上 裕 志 君
生 活 環 境 課 長	本 間 力 君
町 民 課 長	岩 本 寿 彦 君
税 務 課 長	大 塩 英 男 君
上 下 水 道 課 長	本 間 弘 樹 君
建 設 課 長	下 河 勇 生 君
健 康 福 祉 課 長	久 保 雅 計 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	池 田 誠 君
消 防 長	笠 原 勝 司 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
アイヌ総合政策課長	笹 山 学 君
生 涯 学 習 課 参 事	武 永 真 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小 野 寺 修 男 君

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから休会前に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員、12番、長谷川かおり議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の再開前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会9月会議の運営に関する件であります。

審議当日の配付としている議案第7号の人事に係る議案1件について、古俣副町長から説明があり、本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎報告第1号 専決処分の報告について

（令和2年度白老町一般会計補正予算（第4号））

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者から説明を求めます。

大黒財政課長。

- 財政課長（大黒克己君） それでは、議案書の報1―1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月4日提出。白老町長。

記、第5号、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

報1—2ページ、専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和2年8月7日専決。白老町長。

令和2年度白老町一般会計補正予算（第4号）。

令和2年度白老町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億1,863万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第5号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第5号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議1—1をお開き願います。議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度白老町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,957万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億7,821万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月4日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和2年度白老町一般会計補正予算（第5号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、4番、貳又聖規議員。賛成12、反対1。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第2号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） それでは、議2―1をお開きください。議案第2号でございます。令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,470万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第3号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議3―1をお開きください。議案第3号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,703万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月4日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計
補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第4号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議4―1をお開きください。議案第4号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億2,217万7,000円、補正予定額6,080万円、計9億8,297万7,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億3,981万7,000円、補正予定額6,080万円、計4億61万7,000円。

第1款病院事業費用、既決予定額9億2,217万7,000円、補正予定額580万円、計9億2,797万7,000円。

第1項医業費用、既決予定額9億1,867万4,000円、補正予定額580万円、計9億2,447万4,000円。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額593万円、補正予定額3,374万円、計3,967万円。

第1項資本的収入、既決予定額593万円、補正予定額704万円、計1,297万円。

第4項補助金、既決予定額ゼロ円、補正予定額2,670万円、計2,670万円。

第1款資本的支出、既決予定額593万円、補正予定額3,374万円、計3,967万円。

第1項建設改良費、既決予定額593万円、補正予定額3,374万円、計3,967万円。

令和2年9月4日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。この中身については説明がありましたから、中身について云々ということはございせんが、病院の施設そのものがもう古くてどうにもならなくて、大分前に新設したお風呂も直さなければ駄目だという状況です。それで、1つは、今年度の収支見通し、一般質問でもございましたから、その範囲では承知していますが、今年度の収支見通し、変化することがないかどうかということが1点。

それと、今回財政調整基金が10億円を突破して10億4,700万円、財政調整基金の残高があるわけなのです。そういうことでいえば、一般質問で同僚議員の答弁にもありましたように、医師確保2名の見通しが立ったとしたならば、この建設を早めることができないのかということなのです。要するに医師確保の条件が満たされ、なおかつ今はもう分かっているとおりお金がかかるような病院の状況になっているわけです。ですから、これは財政的な視野から見ても、町民の要求から見ても、早くするというのが今の状況では至上命令みたいだと思っております。ですから、差し障りがなければ、北海道とのヒアリングの状況、どういう状況になっていて、そして基本計画と基本設計を例えば早めにやって早く建てるという条件が、今の財政部分から、医師の部分から、今の病院の状況から見て私は当然それはそろってきているような気がするのだけれども、そういう点で、感情論でなくて科学的に見て早めるということが実際に実務上でできないのかどうか、そこら辺を含めて。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、1点目の今回補正に上げさせていただきました、議員のほうからお話がありました3階の特殊浴槽施設、これもかれこれ15年ぐらいで、もうかなり老朽化してございます。改築の部分で我々も病院改築に向けて、何とか部品だとかをいろいろと修理をしながら続けていたということなのですけれども、もう古いということで部品供給も追いつかないということで今回上げさせていただきました。経営的にどうのような影響かということで、これは先日もお答えしているとおおり、この700万円を見込んだ中で、まず今の段階では経常損失1億8,000万円、大変な金額でございます。見込んでいるというところでございます。ただ、今後医師の確保もめどがついたところもございまして、何とか入院収益を中心に収益の部分、これを上回ることはないように、コロナは理由にならないということもございまして、何とか経営改善、今よりも、残り半年間しかありませんけれども、一応やっていくというところで取り組んでいくというところでございます。

それと、2点目、今後改築に向けた今回基本計画素案の中で経営改善計画の素案を示させていただいております。先日一般質問の中でもお答えさせていただいているところでありますけれども、素案にお示しした収支の計画自体もかなり見直しというか、これはしなければならぬということで、町サイドのほうとも話をさせていただいております。当然改築に向けて、まず一日も早くこれは取り組むということは町の姿勢でもお示しさせていただいておりますし、

それと同時に経営改善、こちらのほうも先ほど申し上げたとおり、現状の部分、何とか医師の確保とともに打開していきたいと今はお答えさせていただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今事務長のほうから一定限の答弁をさせていただきましたけれども、病院の早期建設に関する関係でちょっと私のほうから状況をお話ししたいと思います。

今ヒアリングに向けて、胆振総合振興局、それから北海道の関係を含めて、私どもの押さえとしてはそれなりの順調な進み方をしているように押さえております。それから、東胆振圏の医療構想の中での本町の再編ということで挙げられてきている部分に対しても、書面会議の中で様々なご意見はありましたけれども、一定限前向きに捉えていただいているということとしてこちらとしては捉えております。それから、懸案であった医師の確保が、1名は来年4月からだということなのですけれども、見通しがつきましたので、その辺のところもヒアリングの一つの大きなポイントとしては捉えております。

それから、今素案として出しているものを成案として最終的なまとめをしていくことが一つの大きな作業として、ヒアリングとともに大きな作業として持っているわけですが、議会からも再三、今挙げられていますように早く建設をすると、そういう方向で、一年でも早くということで、その建設の手法も含めて考えなければならないだろうと思っています。設計と施工の在り方だとかということでの短縮が図られないのかどうか、そんなことも押さえながら建設の素案の成案化を図ってまいりたいと思っています。いずれにしろ、早期改築、建設に向けては、こちらでも十分議会のご意見も踏まえて、押さえながら進めております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私は今までと同じ議論をしようなんて全然思っていないです。ただ、今実際に病院が運営されていて、経営が大変だ。事務長が今答弁したけれども、私はコロナの影響はあると思っていますから、はっきり。ただ、それは新しい病院であっても同じかもしれませんけれども、今回も院外にきちんと発熱患者を診るためのものもつくる。要するに私が言いたいのは、今はそういうところにお金をつぎ込まざるを得ない状況なのです。それが早くできれば、それを新しい病院につぎ込むことができれば、その分だけ町民の財政負担が減るわけです。ですから、一日でも早くという意味は、もちろん最初は町民要望だけれども、財政的に見ても私はそういうことがプラスの作用に働くだろうと。財政状況が一定程度改善されて、新しい計画になる。財政調整基金が10億円がいいのか、何億円がいいのか分かりませんが、しかしこの本会議場で10億円以上の場合には病院につぎ込むことが可能ですという答弁も町側からあったわけです。別に絶対つぎ込むと言っているわけではない。

だけれども、10億円以上が病院につぎ込まれるのだということであれば、今の経済情勢ですから、それをどれだけ早くやるかということがかなり大きなウエートを占めるだろうと。感情論ではなくて、だからさっき聞いたのです。科学的に見て早められる可能性があるかどうかというのは、そういう努力はずっとされているのです。知っています。だけれども、科学的に見て、私は分からないから聞いているのだけれども、実施計画と実施設計を例えば短くして半年とか1年間縮めても法律的に何でもないと、そういうことがあるでしょう。法律で駄目だ

ったらしようがないのです。だけれども、そういう可能性があるのなら、それは努力をするだけではなくて実現させなければ私は今の段階では駄目だと、病院の問題は今思っているのです。そういうことを聞きたいのです。

可能だけれども、できなかったということがあるということは、それは分かります。それは説明すれば分かるのです。だけれども、最短これぐらいの時期は可能性としてあるから、そこに向けて努力するぐらいの、その責任を追及されたらどうなのだという、そういうけちな質問ではないです、私が言っているのは。そういうことが今大切なのだと思うのです。実際に病院が壊れて、金がかかっているのだから、去年も言ったけれども、入り口に7つも8つもおけを置いて雨漏り対策をやっている病院なのです。そういうことを考えたら、法律的に、それから現実にできるとしたら、早くやるということを、これぐらいは努力すればできるというようなことは答弁できないのですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 答弁としては、本当に早く、一年でも一日でも早く建設、そういう押さえで、今具体的にどういう手法でいくべきなのか、そのところはしっかり追求しています。もう少し付け加えると、財政的な部分について実際的に北海道を含めての公営企業債だとかのことも含め、過疎債も含めてどういう部分でどのくらいというところも、それはそれなりの試算も出しておりますし、それから今考えているのは、順番に基本設計を出して、実施設計を出して、施工というところの順番をもっと短縮した形で仕事をして、設計と施工の一体化というやり方があるということも押さえております。だから、その手法が果たして本当にいいのかどうか、その辺のところの押さえ方もしっかりとしたいと思っておりますので、様々な手法を用いながら、早くの建設を進めていって、町民の皆様には早く開設をしていきたいということとしっかりと前に進むように今取り組んでおりますので、そう答弁させていただきました。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。医師が確保されたというのは、これは病院の関係者、それから理事者の最大の努力が実ったということなのです。それを本当に町民と一緒に享受できるのはやっぱり次の新しい病院ですから、今の答弁で分かりましたけれども、要するに私が言っているのは何を言っているかといったら、そういうことが可能であれば、今ある意味可能性があるという答弁だったと思うのです。できないことをやれと言ったってできないわけですから、法律的に1年置いてやらないと駄目だというのなら、これはしようがないのです。私が言っているのは、そこをまちの理事者をはじめ、担当を含めてクリアできるだけの政策的な能力を含めて持って、それがクリアできれば短縮できるのなら、その努力をしているのは分かるけれども、具体的にこうやるというところまで詰めるべきだし、議会もそういう見方でこれから見ていきますから、そこを可能性として一生懸命やったら1年間詰められるというのであれば、1年間早めるというような、そういう町の体制をつくって進めるべきだと。私は、気持ちで早くやると、町長や副町長はずっと言っていたから、それは分かっている。遅くやろうなんて絶対言わないのだから、だけれども私が言っているのは、具体的に法律にできるのだったら早めるという、そこを決意としてきちんと述べていくという、そういうことが必

要で、そのために必要な体制なら体制、プロジェクトチームならプロジェクトチーム、何か分からないけれども、そういうものをつくるのならつくるといような具体的な踏み出しが必要だということを行っているのです。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 何度も繰り返すようではすけれども、早く建設を始め、開設を行う、そういう手法を、議員のほうからあった正当なやり方を踏まえながらも早めの建設に向けて様々考えておりますので、いずれにしろ今の素案を間もなく成案化をする中で、一定限その具体性は議会のほうにお示しはしたいと思っています。本当に何回も言いますが、早くやる、その進み方をどう短縮していくか、それはしっかりと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第5号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議5―1をお開きください。議案第5号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 令和2年度白老町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり追加する。

事項、白老下水終末処理場運転管理業務等包括委託、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額8億7,070万5,000円。

令和2年9月4日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 令和2年度白老町下水道事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第6号 白老町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） それでは、議6―1をお開きください。議案第6号 白老町過疎地域自立促進計画の変更について。

白老町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更するにあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月4日提出。白老町長。

議案説明でございます。議6―3をお開きください。本町は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域として公示されており、総合的、計画的な自立促進を図ることを目的に、議会の議決を経て本計画を策定し、地域の振興と発展に資する様々な取組を進めているところでございます。このたび下水道処理施設に係る汚水処理施設共同整備事業に含まれていました尿処理施設の解体撤去について、廃棄物処理施設に係る個別の事業とするため、本計画の一部を変更するものでございます。

なお、変更内容については、同法第6条第4項の規定に基づき、北海道とあらかじめ協議を

行っているものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第7号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本日配付させていただきました議案第7号でございます。白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月18日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町字虎杖浜180番地6、氏名、吉良哲子、生年月日、昭和32年7月10日生まれ、現在63歳でございます。

議7-2の履歴調書でございますけれども、記載の学歴、職歴、公職歴及び民間団体歴については朗読を省略させていただきます。

公職歴中、議7-3にありますように、平成28年10月から今回提案してございます白老町教育委員会委員としてご活躍をいただいております。

それでは、議7-4の議案説明でございます。白老町教育委員会委員として吉良哲子氏を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会

の同意を求めるものでございます。

以上、ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松田謙吾君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第7号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第7号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、報告第7号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第7号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第8号 教育行政事業執行状況報告書（令和元年度対象） の提出について

○議長（松田謙吾君） 日程第12、報告第8号 教育行政事業執行状況報告書（令和元年度対象）の提出についてを議題に供します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を教育委員会教育長から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第8号は、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の審査結果報告について（決算審査特別委員会）

○議長（松田謙吾君） 日程第13、認定第1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上6議案を一括議題に供します。

本件については、9月11日に決算審査特別委員会に審査付託いたしました。その審査結果の報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会吉谷一孝委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（吉谷一孝君） 決算審査特別委員会審査報告。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告します。

1、付託議案。

(1)、認定第1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

(2)、認定第2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について。

(3)、認定第3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

(4)、報告第2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

(5)、報告第3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

(6)、報告第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

2、審査の経過。

令和2年9月9日再開の白老町議会定例会9月会議において、本委員会に付託されたので、9月15日、16日及び17日の3日間にわたり委員会を開催した。その結果は次のとおりである。

3、審査の結果。

(1)、認定第1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

①、令和元年度白老町一般会計歳入歳出決算。

②、令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。

③、令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

④、令和元年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。

⑤、令和元年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。

⑥、令和元年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

⑦、令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。

⑧、令和元年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

いずれも、認定すべきものと決定。

(2)、認定第2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(3)、認定第3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

認定すべきものと決定。

(4)、報告第2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

(5)、報告第3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。
報告済みとすべきものと決定。

(6)、報告第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院会計決算に関する附属書類の提出について。

報告済みとすべきものと決定。

以上でございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がされました。

この委員会報告について何かご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既に決算審査特別委員会において議案ごとに討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに議案ごとの採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

認定第1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（松田謙吾君） 反対、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員。賛成11、反対2。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

認定第3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、報告第2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。報告第2号、報告第3号及び報告第4号について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号、報告第3号及び報告第4号は一括して委員長報告のとおり決定いたしました。

◎意見書案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充
を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第14、意見書案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第7号。

提出者は、記載のとおりであります。

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け各国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に対し事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末となっている。現状では、過去最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう、防災・減災、国土強靱化はより一層、十分な予算による安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 令和2年度末期限の、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
3. 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第7号 防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第8号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援
強化を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第15、意見書案第8号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第8号。

提出者は、記載のとおりであります。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速200キロメートルで現場で

急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送することができる。2001年の本格運航以来、これまで全国43道府県に53機が配備されている。搬送件数も増加し、2018年度には2万9,000件を超えた、7月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、空飛ぶ治療室の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離が生じている。出動件数の増加は整備費や燃料費、さらにはスタッフの人件費などの経費増加に直結するため、運行事業者の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航にかかる費用の多くは国が交付金など出手当てしているが、追いついている状況にない。

そこで政府におかれては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. ドクターヘリ運航にかかる必要経費の増加の実態をはじめ、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
2. 消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた、適切な補助金基準額の改善及び予算措置を図ること。
3. ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士など、スタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
4. ドクターヘリ機体の突発的な不具合時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供の責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎意見書案第9号 特別定額給付金の給付基準に関する意見書
(案)

○議長（松田謙吾君） 日程第16、意見書案第9号 特別定額給付金の給付基準に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第9号。

提出者は、記載のとおりであります。

特別定額給付金の給付基準に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

特別定額給付金の給付基準に関する意見書（案）

特別定額給付金については、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として、見えざる敵との闘いという国難を克服するため、簡素な仕組みで、迅速かつ的確な家計への支援を目的として、先般の国における第一次補正予算で措置された。

制度としては、給付の基準日を令和2年4月27日とし、その日に市区町村に住民登録されている者1人につき10万円が給付されるものである。

総務省によれば、特別定額給付金の申請・受給権者は世帯主とされ、基準日以降に世帯主が申請を行うことなく死亡した場合には、新たに世帯主となった者が申請し給付を受けるが、単身世帯の場合は世帯自体がなくなるために給付がされないこととなっている。

給付事務を担う市区町村では、基準日から申請書発送までに事務的な準備期間が必要であり、給付対象者へ申請書が到達する時期が市区町村によって相当異なる実態が明らかになっている。しかし、そのような実態とは関係なく、申請書が到達するまでに死亡した単身世帯は給付されない取扱いとなっている。

申請書の到達までに死亡したために申請が行われなかった場合、給付対象者の側に責めがあるわけではなく、単身世帯であっても基準日に住民登録があれば、相続人が申請を行うことができるような取扱いをしなければ公平性が保たれない。

よって、国におかれては、基準日以降に単身の世帯主が申請を行うことなく死亡した場合には、相続人が特別定額給付金の申請を行うことができるように取扱いを変更するとともに、相続人からの申請が行われたときには、申請期限以降であっても手続きできるよう制度の見直しを行う必要がある。そのことにより、誰一人取り残すことなく人々が一致団結して、新型コロナウイルス感染症を克服できるように図られたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 特別定額給付金の給付基準に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
地方財政の急激な悪化に対し地方税財源
の確保を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第17、意見書案第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 意見書案第10号。

提出者は、記載のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第11号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第18、意見書案第11号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） 意見書案第11号。

提出者は、記載のとおりであります。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雨、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあるから、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
2. 高規格幹線道路については、着手済区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。
3. 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
4. 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。
5. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域

の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6. 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。

7. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第19、常任委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会吉谷一孝委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 吉谷一孝君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（吉谷一孝君） 所管事務調査の結果について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、（1）、スポーツ施設と今後について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

本委員会は、スポーツ施設と今後について、担当課の説明及びスポーツ団体の現状・課題についてアンケートを行い、所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

スポーツ施設の状況について。

町内のスポーツ施設の設置年、改修状況、利用状況等について、屋内施設4か所と屋外施設7か所を対象に整理した資料から、設置年は古い施設では総合体育館の昭和45年であり、新し

い施設でははまなすスポーツセンターと陸上競技場の平成6年である。いずれも26年以上が経過し故障や破損等の老朽化が進んでおり、問題が生じると緊急修繕や応急修繕で対応している。

利用状況は、人口減少や少子高齢化による利用者数の減少が見られる。また、一部では使用が困難な施設・設備状況もあり、利用者数も全体的に減少傾向にある。しかし、総合体育館のトレーニング機器導入に見られるように、設備の更新や増設等により利用者数の増加もある。

スポーツ団体等の意見・要望について。

担当課で把握している団体から意見・要望状況を受け、本委員会が独自に白老町体育協会加盟団体単位協会と白老町スポーツ少年団に対してのアンケート調査を実施した。回答状況は前者が28団体中19団体（回答率68%）、後者は9団体中7団体（回答率78%）であった。

主な意見としては、①、会員の高齢化と参加人数の減少、②、運営資金の減少、③、施設の老朽化と管理等の適正化が挙げられた。会員が高齢化し、事務局の担い手がいないことで存続ができない団体や、少年団については少子化による参加団員の減少が顕著であり、閉団を予定する団体があった。

団体活動の拠点としているのは、主に公共施設であることから、活動に支障のない限り、またはそれぞれに工夫をしながら施設を利用し活動している状況である。一部で民間施設を利用している団体では、民間経営の状況から運営への支援や存続の要望も見られた。

施設状況で改修等が必要であると要望されたのは、26年が経過するはまなすスポーツセンターの床面（砂入り人工芝）の改修であった。当センターは屋内施設であり、雨天や冬期間に多目的スポーツに活用できることから、多くの利用が見込まれており整備の必要度は高い。

また、町民温水プールは、老朽化が水質・水温・室温管理に支障が出ていることや、水漏れが起きれば使用不可能となることから修繕が繰り返されている。さらに、使用制限が生じているのは、桜ヶ丘テニスコートである。30年以上にわたり改修されていないため、床面（ラバーコート）が劣化によるアスファルトの表出や汚れのためボールの消耗が激しい状況となっており、その改修により硬式・軟式の利活用や児童・生徒の利用拡充を可能とする砂入り人工芝への床面改修の要望が出ている。

委員会の意見。

スポーツ施設と今後について調査を行った結果、本委員会では、長年にわたるスポーツ環境の変化と今後も予測される人口減少に対して、将来に向けた施設の在り方や展望・取組を整理して、実効性ある施設整備計画の策定・推進と近隣市を含めたまちづくり全体への位置づけを明確にしていくことが重要であるとの意見がまとめられた。

子供に対しては、身近に団体スポーツができない状況から、施設配置の在り方や広域移動の方法などに対する取組が重要となり、その対応方法を具体的に検討・実行していくことが必要となっている。

町の体育協会が各団体との連携を図り、会員数や活動内容を把握して指定管理者としての利用促進を図り、管理責任を果たす必要がある。

スポーツ施設とスポーツ振興は密接な関係にあり、施設は多様に配置されることが望ましいが、利用者数や施設管理に要する収支も考慮されなければならない。特に団体要望があったは

まなすスポーツセンターの活用にも有効な改修とテニスコートの集約や活用の利便性、広域化などを十分に検討しながら、施設の改修や配置をスポーツ振興につなげる必要がある。

全ての施設を整備するというのではなく、町民ニーズに応えた必要なスポーツ施設の取捨選択をしなければならない。また、改修や新設する場合は複合型施設を視野に入れ、その中でにぎわいの場の創出、民間活力の導入をしながら地域間交流を図っていく必要がある。

このたびの所管事務調査はスポーツ施設の今後について取り上げたが、町の財政状況をはじめ、人口減少や少子高齢化が大きく影響していることから、スポーツ施設全体の在り方や方向性を、町民や活動団体と共に考えていくことが必要である。今後、本委員会としても一過性で終わらせることなく調査・検証を続け、時代を先読みするような政策展開を含めた白老町におけるスポーツ振興を具体的に示していくこととしたい。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、産業厚生常任委員会広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（広地紀彰君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、商業観光計画の進捗実況と今後について、(2)、分科会（アヨロ鼻灯台周辺保存会との懇談）、(3)、出前トーク（白老観光商業協同組合との懇談）。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査結果。

本委員会は、担当課から商業観光計画の進捗状況と今後についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

(1)、産業厚生常任委員会。

白老町商業・観光振興計画の進捗状況について。

本計画は、2020年の民族共生象徴空間の開設を契機として、本町が持つ豊かな自然、食、温泉、文化等の地域資源を最大限に活用し、「感動」と「おもてなし」を提供し、「一度は行ってみたいまち」から「何度でも訪れたいまち」へ、来訪者にとって魅力ある「個性あふれる感動とおもてなしのまちづくり」を推進し、地域経済の活性化と町の発展を目指すこととしていた。計画の期間は平成28年から平成31年までの4か年であった。計画の検証と現状については次のとおりである。

①、基本方針は観光資源のネットワーク化、観光資源の魅力づくり、集客・誘客活動の強化、魅力的な地場産品等の造成、まちの顔となる市街地の形成、推進体制の確立としている。推進は白老観光協会が担っている。

②、重点事業プロジェクトとしての位置づけでは、計画期間内においては、白老顔づくりプロジェクト、宿泊機能強化プロジェクト、広域観光交通・誘導強化プロジェクト、集客交流拠点整備プロジェクトについては事業内容実施済みとなっている。また、象徴空間関連交通ネットワーク強化プロジェクトの中の駅や象徴空間からポロトの森、仙台陣屋跡、商店街などのネ

ットワーク化については着手している。一方、誘客促進強化プロジェクトでの視察・研修等の積極的な受入れ、特産品開発・販路拡大プロジェクトでのしらおいブランド認定制度の構築、地域活性化推進体制及び人材育成プロジェクトでの専門的な知識、技術等を有する人材の確保や事業計画運営、商品開発、販路拡大、ホスピタリティー、観光・イベント等のコーディネーターの育成が未実施であった。

③、目標値の達成状況は、新規起業件数、新規宿泊施設の開業及び遊休宿泊施設の再開は目標値に達している。しかし、観光入込客数、外国人来訪者及び教育旅行者について、アイヌ民族博物館の閉館による影響で目標値に届いていない。そのほか就業者数やまちづくり会社による雇用の創出については、目標値との乖離がある。現在は観光協会が地域DMOの候補法人の登録をし、雇用の創出に動き始めている。

検証から見える今後の課題。

①、インクラの滝へのアクセス道の整備、アヨロ鼻灯台周辺整備化、公共施設のバリアフリー化などの観光資源のインフラ整備を行うこと。

②、経営的視点や地域経済分析可能な人材の確保などのため、白老観光協会の自主的運営を図るべくDMO本登録を目指すこと。

③、地域から受注し、経済的な恩恵が町内に回る仕組みの中での商品開発に取り組むこと。商業観光政策の今後について。

次期計画策定の考え方としては、前計画を踏襲しつつも4年間に生じた時代の変化を反映し、総合計画で掲げるウポポイ等を生かした観光振興と交流人口の拡大の実現を目指すこととしている。計画策定に留意すべき視点としては次のとおりである。

①、新型コロナウイルス感染症予防と観光振興のバランスに配慮した事業が実施されること。

②、アイヌ文化復興のナショナルセンターと連携を図ることにより地域活性化の結果を出すこと。

③、一般社団法人白老観光協会は経営的視点を持った戦略を立て、自活できる取組を強化すること。

④、魅力ある店舗などを観光コンテンツとして取り入れ、経済波及効果を生み出すこと。

⑤、着地型コンテンツの充実等により、滞在型観光の割合を増やしていくこと。

⑥、町内にある歴史的資源、食資源、自然資源などの有機的な連携を行い、地域内における相乗効果を高める取組を行うこと。

以上のことを考慮しながら、白老町観光振興計画を本年度末までに策定するとしている。

委員会意見。

町の商業観光政策においては町が実態を捉えながら主体となり、町民と一体となった観光施策を図ることが重要である。

1点目は人材の充実の必要性である。観光に係る人材育成とその確保が重要であり、観光ガイドやDMOの活用を進めるべきである。また、地域おこし協力隊や進出企業などの幅広い意見を取り入れつつ、訴求力を持ち、広い意見を積極的に取り入れられる組織づくりが重要と考

える。また、付加価値を持った新商品開発や、白老ブランドの確立のための専門的知識を持つ職員の活躍が期待される。

2点目は地元にある既存の観光資源を生かして事業者がウポポイと共に歩いていく施策の重要性である。また、仙台藩白老元陣屋やインクラの滝などの周辺観光地、アヨロ鼻灯台や海産物ロードなど竹浦虎杖浜地域への導線確保と、観光スポットのブラッシュアップを図るべきである。さらに白老駅鉄北地区と鉄南地区との連携や導線づくりを図るべきである。

3点目に、受入れ態勢の拡充である。点字ブロックなど利用者の立場に配慮した対応が必要である。新型コロナウイルス感染症拡大防止への支援や、鉄南地区の駐車場確保など、受入れ態勢の充実が必要である。

本計画策定に当たっては、新規進出を図る観光事業者などから新たな知見を取り入れながら、観光を地域経済や町内消費へと展開できる視点が必要である。商業・観光振興計画はウポポイが開設された我がまちにとって、まちを動かしていく原動力になるという使命感の下、町職員の主体性、企画力が発揮された計画となることを求める。

(2)、産業厚生分科会。

産業厚生分科会は、アヨロ鼻灯台周辺保存会との懇談を実施した。また、白老観光商業協同組合から出前トークの要請があり、同組合との懇談を行った。それらの内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務などの調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、小委員会、①、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、②、議会だよりの編集及び発行に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりす。

6、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、小委員会。

①、広報広聴機能強化（議会改革検討項目）について。

白老町議会の第5次議会改革の一項目である広報広聴機能の強化について、広報広聴小委員会が検討を行うこととなった。検討内容は、フェイスブックの導入、議会報告会・議会懇談会の在り方、出前トークの改善である。そのうち、フェイスブックの導入については、令和2年6月に実施済みであり、議会報告会・議会懇談会の在り方、出前トークの改善について年内に検討を行うこととなった。

白老町の議会報告会・議会懇談会、出前トーク、さらに総務文教常任委員会と産業厚生常任

委員会による分科会は、町内各層の団体と積極的に懇談会を開催しており、町民との情報共有、情報発信や広聴において、全国的にも先駆けとなっている。

現在は出前トークの改善について、町民周知と開催機会の充実を目指し、実施要綱を策定中である。その後、議会報告会や議会懇談会の在り方に関する検討に移る予定である。

広報広聴機能の在り方は時代とともに変化していくものと捉え、どのように進化させていくのか協議を重ね、常任委員会としての考えをまとめた上で、今後の実践につなげることとしている。

②、インターネットを活用した積極的な情報発信について。

議会活動の広報手段である議会ホームページは、出前トークをはじめ、議会が町民に周知したい情報を積極的に発信することや、町民が必要な情報を容易に得られるよう、さらなる充実を図るための協議をすることとした。

また、議会フェイスブックも同様に、多くの町民に見てもらえるよう、発信内容の充実やチェック体制など具体的な運用について協議を行っている。

③、議会広報の編集及び発行について。

議会だより第172号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第20、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告。

議会運営委員、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

また、皆様には要望書等3件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位には、その趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたく、お願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第21、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、9月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日9月19日から明年1月5日までの109日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、明日19日から明年1月5日までの109日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 長谷川 かおり